

別紙

諮問第1401号

答 申

#### 1 審査会の結論

「ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項の規定による禁止命令等の処分についての決裁文書」外72件を特定し一部開示とした決定及び「ストーカー行為者に対する聴聞の実施についての決裁文書の添付書類のうち、適用除外とした部分」外24件を、東京都情報公開条例の規定を適用しないこととされている書類等に該当することを理由として却下とした処分は、いずれも妥当である。

#### 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都公安委員会がストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項に基づいてした命令等に係る決裁文書で平成29年度（暦年をもって調整されているときは平成29年）のもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成31年3月12日付けで行った一部開示決定及び条例の規定を適用しないこととされている書類等に該当することを理由として却下した処分について、原処分の取消しを求めるというものである。

#### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定及び開示請求却下処分は妥当である。

#### 4 審査会の判断

##### （1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年10月31日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月30日に実施機関から理由説明書を収受し、同年10月26日（第184回第三部会）及び同年11月16日（第185回第三部会）に審議した。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

### ア ストーカー行為等の規制等に関する法律 5 条 1 項に係る禁止命令等について

(ア) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）5条1項は、都道府県公安委員会は、法3条の規定に違反する行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その者に対し、禁止命令等を行うことができる旨規定している。

さらに、法5条2項は、禁止命令等しようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項の規定による意見陳述の区分にかかわらず聴聞を行わなければならない旨規定している。

(イ) 法17条1項において、公安委員会の権限に属する事務は、警察本部長等に行わせることができると定められており、「ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則」（平成29年6月9日東京都公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）2条において、法5条1項の規定による命令、法5条2項の聴聞等については、警視総監に委任する旨、さらには、「ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程」（平成29年6月9日訓令甲第22号）2条において、生活安全部長が専決できる事項は、規則2条に掲げる事務とする旨規定されている。

### イ 本件開示請求について

本件開示請求に係る対象公文書は、別表に掲げる公文書1から73まで（以下併せて「本件対象公文書」という。）である。

実施機関は、本件対象公文書のうち、警察職員の氏名及び印影は条例7条2号及び4号に該当し、警察電話の内線番号は同条6号に該当し、その他の非開示とした

部分（以下「本件非開示情報」という。）は同条2号及び6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、本件対象公文書特定の当否について審査を求めている。

実施機関は、平成29年1月1日から同年12月31日までの間に、実施機関において発出された法5条1項の規定による禁止命令等に係る事案27件についての決裁に係る文書全てを本件対象公文書と特定し、そのうち1件の事案については個別事情により禁止命令をするに至らなかったと説明する。

審査会は、警視庁の統計資料から、平成29年中の法5条に係る禁止命令等は28件であると確認した上で、さらに実施機関に確認したところ、法5条1項の規定による禁止命令26件に加えて、法5条3項の規定による禁止命令が2件あり、これらを合わせると28件になるとのことであった。

また、本件対象公文書の構成について、実施機関に確認したところ、本件対象公文書は、平成29年に、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号。以下「改正法」という。）2条が施行される前（別表に掲げる事案（以下「事案」という。）1から9まで）と後（事案10から27まで）で起案文書の構成が異なっているとのことであり、加えて、事案17以降から別表に掲げる種別（以下「種別」という。）キが追加となっているとのことである。

審査会は、改正法2条施行前には、法5条に係る事務の決定は、東京都公安委員会により行われていたこと、そして、改正法2条施行後には、上記ア（イ）のとおり、当該事務は警視總監に委任され、一部を除き、生活安全部長専決となっていることを確認した。

審査会が見分したところ、本件対象公文書は、禁止命令に至らなかった事案3を含む事案1から27までであるところ、事案1から9までは東京都公安委員会の決定に係る種別アからエまで、事案10から16までは生活安全部長の決定に係る種別オ及びカ、そして事案17以降は、生活安全部長の決定に係る種別オ、カ、キ及びクで構成されている。

これら各起案文書の決定権者はそれぞれ規定のとおりであるほか、警察が把握した事案概要に基づく上申及び聴聞について起案がなされていることから、法5条の

規定に係る手続を充足する内容であると認められる。

以上のことから、本件対象公文書のほか、対象公文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他に特定すべき公文書の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件対象公文書を特定したことは、妥当である。

#### エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、本件対象公文書で非開示とした部分のうち、「警察職員の氏名及び印影」並びに「警察電話の内線番号」については争わない旨主張し、その余の本件非開示情報の非開示情報該当性について審査を求めている。

実施機関は、本件非開示情報について、法3条の規定に違反する行為をした者や当該相手方、関係者等（以下「関係者等」という。）の個人に関する情報、関係者等からの聴取内容等であるところ、これらは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから条例7条2号に該当し、また、関係者等からの聴取内容等は、関係者等にとって通常他人にみだりに知られたくない情報が含まれており、これらを開示することにより、関係者等の名誉や権利利益を侵害するなどして関係者等との信頼関係を損ない、その結果、今後、関係者等の協力が得られなくなるなど、法による禁止命令処分等に係る事務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから同条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、確かに、関係者等の個人に関する情報、関係者等からの聴取内容等が記載されている。

本件非開示情報は、その記載内容から一体として個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、法による禁止命令処分等に係る事務は、警察が関係者等の秘密を守るという信頼関係に基づいており、その内容が一部でも公になると、関係者等との信頼関係が損なわれ、今後、当該事務に対する関係者等からの協力が得られにくくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号に該当すると認

められる。

したがって、本件非開示情報は、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

#### オ 本件開示請求における開示請求却下の妥当性について

審査請求人は、開示請求却下処分における、本件開示請求に係る公文書が、刑事訴訟法上の「訴訟に関する書類」に該当するとの主張は、当該公文書作成の根拠規定である法が行政警察法規であることに照らすと、にわかに承服し難いものであると主張する。

実施機関は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」には、捜査中の刑事事件の捜査記録、不起訴記録、公判中の訴訟記録、刑事確定訴訟記録、公判不提出記録等を広く含むと解されるところ、本件処分において適用除外とした部分は、刑事訴訟法に基づいて検察庁に送致された捜査記録の写し等であることから、本件処分において適用除外とした部分は、刑事訴訟法53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると説明している。よって、審査会は、その妥当性について検討する。

#### (ア) 「訴訟に関する書類」の意義について

刑事訴訟法53条の2第1項は、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）…の規定は、適用しない。」と規定している。

「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報

であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び条例において開示請求等の規定を適用しないこととされたものと解される。

また、刑事訴訟法53条の2第1項は、適用除外の対象として「訴訟記録」でなく「訴訟に関する書類」と規定しているところ、同法47条が同じ文言により「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

さらに、「訴訟に関する書類」の写しについても、それが実質的に原本と同一の内容を有するものである以上は、刑事訴訟法等の制度内における開示・非開示の判断、開示手続等に服させることが適当であることから、同様に「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(イ)「訴訟に関する書類」該当性について

本件開示請求における適用除外とした文書は、別表に掲げる公文書74から98まで（以下「本件適用除外文書」という。）である。

審査会が見分したところ、本件適用除外文書は、送致書、起訴状等の写しであり、刑事訴訟法53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められることから、条例2条の2に基づき、条例の規定を適用しないこととされている書類等に該当することを理由として開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明